

# 10月から介護保険施設の利用者負担が変わります

現在、介護保険施設に入所している方の居住費と食事代の一部は介護保険の給付対象となっていますが、在宅でサービスを利用している方は全額自己負担となっています。そこで、施設に入所している方にも居住費と食事代の全額を負担してもらい、利用者間の負担が公平になるように介護保険法が見直されました。

## 対象となる施設とサービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）

## どのように変わったの・・・

今までは、



これからは、



- ※1 実際に施設サービスを利用するときの利用料は施設との契約により異なります。
- ※2 栄養管理費については、引き続き保険給付の対象となります。
- ※3 デイサービス、デイケアは食事代のみ自己負担となります。

所得の低い方は、負担が軽減されます。

対象となる方は・・・

- ① 生活保護を受給している方など
- ② 住民税非課税世帯の方で課税年金収入と合計所得金額をあわせた額が80万円以下の方など
- ③ 住民税非課税世帯の方で②以外の方など

「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」に入所している対象者は、施設利用が困難にならないように自己負担が軽減されます。自己負担の限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から支払われます。なお、それぞれの自己負担の限度額は認定後に送られる介護保険負担限度額認定証に記載されますのでご確認ください。

必ず申請をしてください。

9月1日受付開始。

対象となる方が「特定入所者介護サービス費」の給付を受ける場合は申請が必要です。

申請は本人のほか、家族でもできます。また、ケアマネージャー・在宅介護支援センター・介護保険施設でも申請の代行をします。

◎問い合わせ 子育て介護課

☎内線 314 / 316

## 成人歯科検診医療機関一覧表

名称	住所	電話番号
有近歯科医院	大磯1062	61-6060
今井歯科医院	高麗2-10-30	61-0190
加藤歯科診療所	国府本郷528-1	61-3327
熊坂歯科医院	東町1-6-16	61-1101
郷土歯科医院	大磯999	61-0648
コクフ歯科クリニック	月京3-25	71-8009
こだま歯科クリニック	西小磯253-40	60-2111
小林歯科医院	国府新宿162	71-0573
並木歯科医院	大磯1668	61-5155
藤山歯科医院	月京23-10	73-4899
松本歯科医院	西小磯162	61-7750
蓑島歯科医院	国府新宿402	72-2814

実施期間が残り3カ月となりました。この機会にご自身の歯の状態を確かめてみましょう。電子申請も可能ですので、活用してください。

▼実施期間 11月30日(水)まで

▼実施場所 町内指定歯科医療機関(別表参照)

▼対象 平成17年度中(平成18年3月31日まで)に40歳・50歳・60歳・70歳になる方

◎問い合わせ

子育て介護課 ☎内線 309

▼費用 500円(ただし生活保護法による被生活保護世帯に属する方は無料)

※電子申請のページ [http://shinsei-pe-kanagawa.jp/soudan/html/kanagawa\\_top.html](http://shinsei-pe-kanagawa.jp/soudan/html/kanagawa_top.html)

成人歯科検診はお済みですか？



※ただし治療中の方は受診できません。

▼受診方法 電話または保健センター窓口、電子申請にてお申し込みください。後日、案内と受診券を郵送します。希望する指定医療機関に事前予約のうえ、受診してください。

40  
50  
60  
70  
歳になる方へ